

第1回第11採択地区教科用図書採択協議会 議事録

開催年月日	令和5年4月24日(月)	
開催場所	鶴ヶ島市役所 504会議室	
開催時間	9:30 ~ 10:30	
教育委員会	出席者	
坂戸市	太田 正久 教育長	小川 一信 教育長職務代理者
鶴ヶ島市	松井 克彦 教育長	石澤 良浩 教育長職務代理者
毛呂山町	高沢 佳弘 教育長	寄崎 順子 教育委員
越生町	原口 仁 教育長	青柳 高 教育長職務代理者
	事務局	
	教育部参事 深谷 朋代 学校教育課長 立元 亮 指導主事 小竹 里恵子	
1 開 会	(司会)鶴ヶ島市教育委員会学校教育課長	
2 あいさつ	(司会)	
	(会長)	
3 第11採択地区教科用図書採択協議会委員名簿について	(司会) 次に、第11採択地区教科用図書採択協議会委員につきまして、ご紹介させていただきます。資料1ページをお開きください。 坂戸市教育委員会 教育長 太田 正久 様 坂戸市教育委員会 教育長職務代理者 小川一信 様 鶴ヶ島市教育委員会 教育長 松井 克彦 様 鶴ヶ島市教育委員会 教育長職務代理者 石澤良浩 様 毛呂山町教育委員会 教育長 高沢 佳弘 様 毛呂山町教育委員会 教育委員 寄崎 順子 様 越生町教育委員会 教育長 原口 仁 様 越生町教育委員会 教育長職務代理者 青柳 高 様 以上でございます。	

	(事務局) 事務局案を申し上げます。会長に鶴ヶ島市教育委員会 松井 克彦 教育長、副会長に毛呂山町教育委員会 高沢 佳弘 教育長を提案いたします。 (司会) ただ今、事務局から会長に鶴ヶ島市教育委員会 松井 克彦教育長、副会長に毛呂山町教育委員会 高沢 佳弘教育長という案が示されましたが、ご異議はございますか。 (委員) 異議なし (司会) 異議なしとのことですので、会長は鶴ヶ島市教育委員会 松井 克彦 教育長、副会長は毛呂山町教育委員会 高沢 佳弘 教育長に決定いたしました。それでは、今後の進行は、要綱第7条第1項の規定により、松井会長に議長を、高沢副会長に副議長をお願いいたします。 (会長) 改めまして、会長及び議長を務めさせていただきます、鶴ヶ島市教育委員会 教育長 松井 克彦 でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 今回の第1回教科用図書採択協議会につきましては、令和6年度から使用するすべての小学校教科用図書について新たに採択するに当たり、協議会としての決め事を定める会議でございます。会議を円滑に進めていくため、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。以上あいさつとさせていただきます。 (副会長) 副議長となりました毛呂山町教育委員会教育長の高沢 佳弘でございます。よろしくお願いいたします。 (会長) それでは議事を続けます。 はじめに、第11採択地区教科用図書採択協議会の公開・非公開について確認いたします。要綱の第11条の協議会の公開について、「協議会は、公開とす
--	---

議事(3) 第11採択地区教科用図書採択協議会の公開・非公開について	る。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と書かれております。会議は原則「公開」となりますが、本日並びに第2回、第3回採択協議会の協議を進める上で「非公開」とすべき項目があるか確認したいと思います。 資料の6ページをご覧ください。 第1回採択協議会の議事(1)、(2)につきましてはすでに、承認していただきましたが、以下の内容において、非公開とすべきものがあるかどうか、確認をしていきたいと思います。この件について、事務局からの提案をお願いいたします。 (事務局) 教科用図書採択では、公正・公平性、透明性が求められます。埼玉県教育委員会が作成したリーフレットやガイドラインでは積極的に採択協議会を公開するよう示してあることを受け、今回の採択協議会では、更なる公正、公平性、透明性を高めるため、全て公開とすることを提案いたします。なお、専門員の調査結果の報告や質疑、また、第11採択協議会での選定結果を皆様に伝える際など、教科書名や教科書発行者の名前が出てくる場合においては、具体的な発行者名を挙げて進めさせていただくことを併せて提案いたします。 (会長) 事務局から、今回の教科用図書採択協議会につきましては、全て会議は公開するとの提案と教科書名等は発行者名を出して進めたいという提案がありました。ご意見はございますか。 (議長) それでは、議事(3)について、決をとります。第11採択地区教科用図書採択協議会は全て公開とさせていただくことについて、多数決で決定しますので、賛成の方は挙手をお願いします。 (委員)全員挙手 (会長) 賛成総員と認め、議事(3)、第11採択地区教科用図書採択協議会は全て公開とさせていただきます。
--	---

議事(4) 第11採択地区専門員・事務担当者の委嘱について	また、教科書発行者名を出して会を進めることについて多数決で決定しますので、賛成の方は挙手をお願いします。 (委員)全員挙手 (会長) 賛成総員と認め、議事(3)、第11採択地区教科用図書採択協議会は教科書発行者名を出して会を進めることといたします。 (案)の字を消してください。 (会長) それでは、議事(4)について、事務局より提案をお願いします。 (事務局) 資料の7ページをご覧ください。議事(4)第11採択地区専門員・事務担当者(案)についてでございます。令和5年度の教科用図書の調査・研究について、各市町から専門員を推薦していただき、まとめたものでございます。専門員長として校長先生または教頭先生に入っていただいております。円滑な調査研究ができるように連絡調整役が必要なため、指導主事を教科ごとに事務担当者として配置しております。以上でございます。 (会長) 事務局から説明がありましたが、各市町からの推薦に基づいて、専門員等が割り振られているとのことでございます。また、専門員長に管理職が入っており、代表者を担っております。さらに、指導主事が事務担当者として配置されております。以上の点を鑑みて委嘱についての提案がありました。御確認とともにご意見があれば、お願いします。 (会長) それでは、決をとります。第11採択地区専門員・事務担当者について、原案どおりでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (委員)全員挙手
---	---

議事(5) 第11採択地区教科用図書採択協議会予算について	(会長) 賛成総員と認め、議事(4)、第11採択地区教科用図書採択協議会専門員・事務担当者の委嘱の件につきましては原案のとおり承認されました。案の字を消してください。 (会長) 次に、議事(5)に入ります。第11採択地区教科用図書採択協議会予算について協議します。事務局から提案をお願いします。 (事務局) 資料8ページをご覧ください。議事(5)第11採択地区教科用図書採択協議会予算案でございます。収入の部について、要綱の第15条に基づき、各市町から負担金として、5000円ずつ拠出いただき、2万円を計上しております。また、82,306円が繰越金として計上されております。昨年度からの繰越金が多くございますので、各市町からの負担金は例年より少なくなっております。計102,306円を収入の部に計上しております。 支出につきましては、会議費、消耗品購入のための需用費、予備費などの支出を予定しております。以上でございます。 (会長) 議事(5)、第11採択地区教科用図書採択協議会予算について、何かご意見があればお願いします。 (会長) それでは、決をとります。議事(5) 第11採択地区教科用図書採択協議会予算については、原案のとおりでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (委員)全員挙手 (会長) 賛成総員と認め、原案の通り承認されました。案の字を消してください。 (会長) 続いて議事(6) 今後の教科用図書採択に関わる日程について協議します。
議事(6)	

今後の教科用図書採択に係る日程について	事務局から提案をお願いします。 (事務局) 資料9ページ、議事(6) 今後の教科用図書採択に関わる日程についてでございます。本日が4月24日で表の一番上でございます。 第2回採択協議会が行われるまでに、専門員の調査研究、教科書展示会、各学校での研究がございます。 専門員会の実施日等は、教科書調査・研究における静謐な環境を保つ観点から、空欄とさせて頂いております。専門員会の日程につきましては、調整後改めて送付させていただきます。 また、教科書展示会でございますが、第11採択地区内では、坂戸市教育センターにおきまして、6月14日から29日までのうち日曜日をのぞく14日間の開催を予定しております。 その後、第2回採択協議会を7月12日に、第3回採択協議会を8月2日に予定しております。 第2回採択協議会では、専門員長から教科書の調査結果を報告していただきます。その後、その内容を各市町教育委員会会議で確認し、調査結果に対する質問などを出していただきます。 第3回採択協議会では教科書の選定・選定結果の発表を行います。 8月上旬までに各市町教育委員会において、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条5項に基づき、教育委員会会議を開催して、第3回採択協議会の結果を追認し、結果を事務局に報告していただきます。以上、提案させていただきます。 (会長) 議事(6)の今後の日程についてご質問等があれば、お願いします。 (会長) それでは、決をとります。議事(6) 第11採択地区教科用図書採択協議会に関わる日程については、原案のとおりでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (委員)全員挙手
----------------------------	--

議事(7) 教科用図書の選定の方法について	(会長) 賛成総員と認め、原案は承認されました。案の字を消してください。 (会長) 続いて議事(7) 教科用図書選定の方法について協議します。事務局より提案をお願いします。 (事務局) 資料10ページ、議事(7) 教科用図書の選定方法についてでございます。要綱第12条に係る内容となっております。教科書の選定方法につきましては、教科書選定用紙として使用するものを資料にのせております。第2回採択協議会で専門員長が、教科用図書の調査研究結果の報告発表を行い、第3回採択協議会で委員の皆様にご1者を選定していただきます。その際、各委員の皆様が相応しいと思われる教科用図書につきまして、選定用紙の左側の「選定」欄に○印を記入していただき投票する形式です。以上でございます。 (会長) それでは、選定方法についてご意見等があれば、お願いします。 (会長) それでは、決をとります。議事(7)教科用図書の選定の方法については、原案のとおりでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (委員)全員挙手 (会長) 賛成総員と認め、原案は承認されました。案の字を消してください。
議事(8) 学校における研究結果の聴取について	(会長) 続いて、議事(8)学校における研究結果の聴取について協議します。事務局より提案をお願いします。 (事務局) それでは、資料11ページ、議事(8)学校における研究結果の聴取をご覧ください。要綱第9条に基づきまして、教科書展示会において、各小中学校の教職

議事(9) 保護者等の意見・感想等の聴取について	員に、それぞれの教科書の調査研究をしていただく、用紙でございます。各学校から出された意見につきましては、各市町で集計または集約し、事務局まで報告していただきます。それを事務局で取りまとめて、次回の教科用図書採択協議会の資料とするものです。以上でございます。 (会長) 4市町の研究結果について、提出を受け、選定の際の参考資料とする。という説明がありました。これについて、何かご意見はありますか。 (会長) それでは、決をとります。議事(8) 学校における研究結果の聴取については、原案のとおりでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。 (委員)全員挙手 (会長) 賛成総員と認め、原案は承認されました。案の字を消してください。 (会長) 続いて議事(9) 保護者等の意見・感想の聴取について、事務局より提案をお願いします。 (事務局) 資料12ページ、議事(9) 保護者等の意見・感想の聴取についてでございます。要綱の第10条には、協議会は、採択地区教育委員会教育長を経て、教科書展示会における保護者等の教科用図書に対する意見・感想等を求めるものとすることから、この様式をもって教科書に対する意見、感想等を、広く教職員以外からも聴取いたします。以上でございます。 (会長) 議事(9)について、質問はありますか。 (会長) それでは決をとります。議事(9) 保護者等の研究結果の聴取については、原案のとおりでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。
-------------------------------------	--

	(委員)全員挙手 (会長) 賛成総員と認め、原案は承認されました。案の字を消してください。 これで、予定された議事は終了となりました。 事務局から、その他の議事はありますか。 (事務局) 特にございません。 (会長) 以上をもちまして、議長の任を解かさせていただきます。慎重なご審議ありがとうございました。
5 諸連絡	(司会)
6 閉 会	(司会)